

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年6月2日
【会社名】	日本電線工業株式会社
【英訳名】	NIHON ELECTRIC WIRE & CABLE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 植村 剛嗣
【本店の所在の場所】	大阪市福島区福島7丁目20番1号( KM西梅田ビル11階)
【電話番号】	06-4796-0020
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 上田 裕一
【最寄りの連絡場所】	大阪市福島区福島7丁目20番1号( KM西梅田ビル11階)
【電話番号】	06-4796-0020
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 上田 裕一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年5月28日開催の当社第51期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成27年5月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円 配当総額69,896,655円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年5月29日

第2号議案 定款一部変更の件

商号の変更

業容の拡大に伴い、新規事業を含めた今後の当社製品群と社名の親和性を図るため、「日本電線工業株式会社」から「JMACS株式会社」に変更すべく、現行定款第1条（商号）を変更する。

なお、この定款変更の効力発生日は、平成27年9月1日とする。

目的の変更

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的の一部を変更する。

公告方法の変更

インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定める。

取締役・監査役の責任免除、社外取締役・社外監査役の責任限定の規定の新設

a 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに社外取締役および社外監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第27条（取締役の責任免除）および第35条（監査役の責任免除）を新設する。

なお、定款第27条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ている。

b 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行う。

第3号議案 取締役2名選任の件

取締役として松本雅博、浦井清一を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

石堂二郎及び澤田知宏を監査役に選任する。

第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

退任監査役吉岡秀晃氏に対し、退職慰労金を贈呈する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	26,715	26	-	(注)1	可決 91.1
第2号議案	26,315	427	-	(注)2	可決 89.7
第3号議案					
松本 雅博	26,597	145	-	(注)3	可決 90.7
浦井 清一	26,532	210	-		可決 90.5
第4号議案					
石堂 二郎	26,624	118	-	(注)3	可決 90.8
澤田 知宏	26,601	141	-		可決 90.7
第5号議案	26,055	687	-	(注)1	可決 88.8

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した株主の議決権の過半数の賛成による。  
4. 賛成割合の計算方法は、本総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対して、賛成が確認できた議決権の数の割合であります。  
5. 比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権数に算入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主について各議案の賛否が確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

以 上